

令和7年度の 放課後児童クラブ（児童館）とこども館の 運営について

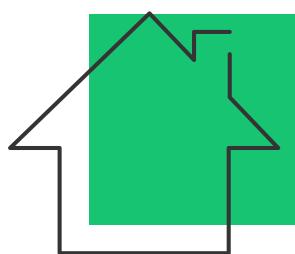
磐梯町教育委員会

令和7年度の放課後児童クラブ(児童館)の利用登録者数が80名程度と見込まれることから、児童館とこども館に分けて運営します。



こども館

1年生～3年生



児童館

4年生～6年生



こども家庭庁では、放課後児童クラブ運営指針において「支援の単位(子ども集団の規模)」をおおむね**40名以下**としていますが、現在の児童館施設で40名の集団を2つつくって運営するのは現実的ではありません。そこで**施設を2つに分けて運営すること**にしました。兄弟で別々の施設での利用になってしまう場合はご相談に応じますのでお問合せください。

理想の集団規模は
40名以下

就労証明書の提出は必須とします。

これまで、児童館の登録申請には求めていませんでしたが、令和7年度から登録申請書には就労証明書を必ず添付していただくことになります。

一時的に家庭が留守になる場合、定員に空きがあれば一時登録（就労証明書は不要です。）が利用できます。



3~5歳児の
放課後預かりは
幼稚園へ

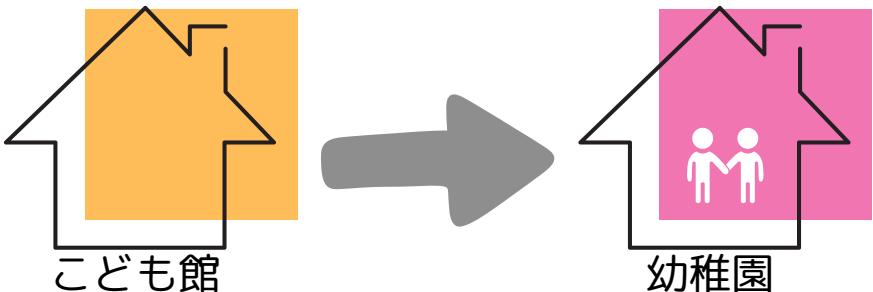


小学生のお迎えと合わせて
少しだけ楽になる方もいら
っしゃるかもしれません。



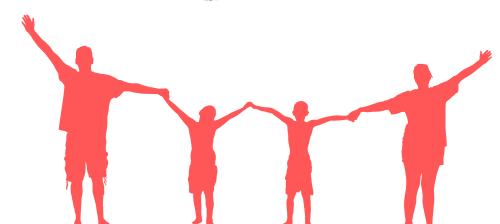
「放課後預かり」を利用する未就学児
(3~5歳児)は、磐梯幼稚園の園舎内で
過ごすことになります。

幼稚園降園後も、そのまま幼稚園園舎の中で継続
して過ごすことができるようになります。



認定こども園が開園したら
幼稚園園舎が放課後児童クラブとして
活用される予定です。

現在の幼稚園園舎の広さがあれば2つの40名以下の
集団が、1つの施設で過ごすことが
できるようになります。
色々と変化へのご対応をお願いすることに
なりますが、保護者のみなさまと共に
進めてまいりますのでご協力よろしくお願ひします。



令和9年の
認定こども園
開園まで

【お問合せ先】
磐梯町教育委員会
教育再デザインセンター
電話：0242-74-1216